

実務経験証明書の証明者について

実務経験証明書の証明者については、通商産業省（当時）発の下記の通達（抜粋）によります。なお、下記によりがたい場合は、御相談願います。

【電気工事士法の規定により第一種電気工事士免状等の交付を受けるために必要な実務の経験について】

（平成7年12月1日 7資公部第409号 資源エネルギー庁公益事業部長通知）

第一種電気工事士免状の交付の申請の際に提出される所用の実務の経験を有することを証明する書類（実務経験証明書）としては、次に掲げるものを有効とする。

- (1) 申請者が電気工事業者等に現に雇用されている場合又は過去に雇用されていた場合において、当該申請者の雇用主又は雇用主であった者が証明する書類。
- (2) 申請者が電気事業法施行規則第52条第2項に規定する別に告示する要件に該当する者であって、同項に規定する委託契約の相手方として現に認められている者又は過去において認められていた者である場合において、次に掲げる者のうちいずれかが証明する書類。
 - ① 当該委託契約に係る発電所又は需要設備を設置している者又は設置していた者。
 - ② 当該申請者が会員として加入している公益法人の代表者。
- (3) 次に掲げる者のうちいずれかが証明する書類
 - ① (財) 電気工事技術講習センターその他電気に関する工事又は保安に係る事業を行う公益法人の代表者。
 - ② 各都道府県電気工事工業組合その他これに類する法人格を有する団体の代表者。
 - ③ 2以上の電気工事業者等
- (4) 前記(1)から(3)までに掲げるもののほか、申請者が所要の実務経験を有する者であることを確実に証明する書類。（次項「質疑応答」A2参照）

【電気工事二法に関する質疑応答】

(63資公技第1号 昭和63年12月19日)

Q1 実務経験証明書の証明者は、代表者でなければダメなのか？

A1 実務経験の証明者は、雇用主すなわち代表者であるとしているが、営業所長又は支店長等の実務経験の証明行為が委任され、委任状(※)の提出があれば、その者でも差し支えない。

Q2 一人親方の場合又は勤務していた会社が倒産した場合、実務経験の証明は誰が行えばよいのか？

A2 次のいずれかの書類で証明する。

1 2以上の電気工事業者等が証明する書類

2 電気工事工業組合等に加入している場合は、組合等が証明する書類

3 その他、申請者が実務経験を有することを確実に証明する書類

例：登録簿の謄本（主任電気工事士であった者は、これで3年間の実務経験の証明になる）

電気工事業法第26条の帳簿の写し（作業欄に氏名が記載されている帳簿に限る）

Q3 法人が当該法人の代表者の実務経験を証明する場合、その証明は認められるか？

A3 認められる。

※ 愛知県では、委任状の様式を次ページのとおり定めております。

委任状をご提出いただくと、ご提出日以降は他の方の実務経験証明書も受任者が証明することができます。

なお、受任者の「職・氏名」が記入されている場合はその方個人に、「職」のみ記入されている場合は、その職責のある方に委任されているとします。

例1) 「名古屋支店長 名古屋次郎に委任」→ 名古屋次郎様が在任中当該委任状は有効です。

例2) 「名古屋支店長に委任」→ ご提出日現在の名古屋支店長様が異動されても委任状は有効です。

委任状

年 月 日

愛知県知事殿

委任者

所在地

企業名

職・氏名

私は、_____を代理人と定め、

下記の事項を委任します。

記

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第3項の規定により、第一種電気工事士免状の交付を受けるために必要な実務経験を有することを証明すること。

記入例

委任状

平成22年6月1日

愛知県知事殿

委任者

所在地 **東京都〇〇区××町△-△-△
□□ビル**

企業名 **愛知電気株式会社**

職・氏名 **代表取締役社長 愛知太郎**

私は、名古屋支店長 名古屋次郎 を代理人と定め、

下記の事項を委任します。

記

氏名入りは、名古屋次郎に対する
委任、氏名空欄は名古屋支店長に
対する委任とみなす。

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第3項の規定により、第一種電気工事士免状の交付を受けるために必要な実務経験を有することを証明すること。